

平成27年度

宝達志水町予算書

目 次

議案第1号	平成27年度宝達志水町一般会計予算	1
議案第2号	平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算	11
議案第3号	平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算	17
議案第4号	平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算	23
議案第5号	平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算	29
議案第6号	平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算	35
議案第7号	平成27年度宝達志水町水道事業会計予算	41
議案第8号	平成27年度宝達志水町下水道事業会計予算	45
議案第9号	平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算	51

宝達志水町一般会計予算

議案第1号

平成27年度宝達志水町一般会計予算

平成27年度宝達志水町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,127,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 町税		1,512,332
	1 町民税	704,540
	2 固定資産税	713,962
	3 軽自動車税	31,750
	4 町たばこ税	61,000
	5 入湯税	1,080
2 地方譲与税		89,000
	1 地方揮発油譲与税	26,000
	2 自動車重量譲与税	63,000
3 利子割交付金		5,100
	1 利子割交付金	5,100
4 配当割交付金		3,200
	1 配当割交付金	3,200
5 株式等譲渡所得割交付金		3,200
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,200
6 地方消費税交付金		146,000
	1 地方消費税交付金	146,000
7 ゴルフ場利用税交付金		29,800
	1 ゴルフ場利用税交付金	29,800
8 自動車取得税交付金		26,600
	1 自動車取得税交付金	26,600
9 地方特例交付金		4,000
	1 地方特例交付金	4,000
10 地方交付税		3,440,000
	1 地方交付税	3,440,000
11 交通安全対策特別交付金		2,200
	1 交通安全対策特別交付金	2,200
12 分担金及び負担金		166,155
	1 分担金	5,300
	2 負担金	160,855
13 使用料及び手数料		50,485
	1 使用料	30,756
	2 手数料	19,729
14 国庫支出金		560,463
	1 国庫負担金	299,719
	2 国庫補助金	258,719
	3 委託金	2,025
15 県支出金		437,390
	1 県負担金	193,203
	2 県補助金	212,447
	3 委託金	31,740

(単位：千円)

款	項	金額
16 財産収入		4,677
	1 財産運用収入	4,676
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		2
	1 寄附金	2
18 繰入金		93,526
	1 基金繰入金	86,454
	11 特別会計繰入金	7,072
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		79,905
	1 延滞金・加算金及び過料	50
	2 町預金利子	200
	4 雑入	71,599
	5 受託事業収入	8,056
	△ (貸付金元利収入)	0
21 町債		472,964
	1 町債	472,964
	歳 入 合 計	7,127,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		107,440
	1 議会費	107,440
2 総務費		865,598
	1 総務管理費	695,490
	2 徴税費	112,619
	3 戸籍住民基本台帳費	44,953
	4 選挙費	6,342
	5 統計調査費	5,612
	6 監査委員費	582
3 民生費		1,747,001
	1 社会福祉費	984,886
	2 児童福祉費	762,115
4 衛生費		1,015,573
	1 保健衛生費	918,040
	2 清掃費	50,986
	3 上水道費	46,547
5 労働費		8,077
	1 労働諸費	8,077
6 農林水産業費		322,739
	1 農業費	305,708
	2 林業費	12,993
	3 水産業費	4,038
7 商工費		160,830
	1 商工費	160,830
8 土木費		615,688
	1 土木管理費	834
	2 道路橋りょう費	242,844
	3 河川費	1,531
	4 公園費	4,489
	5 下水道費	353,505
	6 住宅費	12,485
9 消防費		276,075
	1 消防費	276,075
10 教育費		768,742
	1 教育総務費	66,435
	2 小学校費	293,475
	3 中学校費	211,433
	4 社会教育費	141,189
	5 保健体育費	56,210
11 災害復旧費		11,072
	1 農林水産施設災害復旧費	1,500

(単位：千円)

款	項	金額
	2 公共土木施設災害復旧費	500
	3 その他施設災害復旧費	9,072
12 公債費		1,218,165
	1 公債費	1,218,165
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	7,127,000

10 一般会計

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年基準年度土地評価替事業	平成28年度 ～平成29年度	5,531

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
役場庁舎改修事業債	21,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、町財政その他の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県営ほ場整備事業債	7,100			
県営老朽ため池整備事業債	2,800			
観光施設整備事業債	19,800			
道路橋りょう整備事業債 (合併特例債分)	34,600			
屋内運動場吊り天井改修事業債	74,400			
臨時財政対策債	312,864			
合 計	472,964			

宝達志水町国民健康保険特別会計予算

議案第2号

平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算

平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,849,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津 田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		323,837
	1 国民健康保険税	323,837
3 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
4 国庫支出金		327,515
	1 国庫負担金	236,264
	2 国庫補助金	91,251
5 療養給付費交付金		145,001
	1 療養給付費交付金	145,001
6 前期高齢者交付金		550,000
	1 前期高齢者交付金	550,000
7 県支出金		78,262
	1 県負担金	11,262
	2 県補助金	67,000
8 共同事業交付金		333,655
	1 共同事業交付金	333,655
9 繰入金		91,556
	1 他会計繰入金	91,555
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		8
	1 加算金・延滞金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
歳 入 合 計		1,849,935

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		17,476
	1 総務管理費	14,746
	2 徴税費	350
	3 運営協議会費	144
	4 医療費適正化対策事業費	2,236
2 保険給付費		1,193,556
	1 療養諸費	1,054,376
	2 高額医療費	134,300
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	3,360
	5 葬祭費	1,500
3 後期高齢者支援金等		181,515
	1 後期高齢者支援金等	181,515
4 前期高齢者納付金等		312
	1 前期高齢者納付金等	312
5 老人保健拠出金		10
	1 老人保健拠出金	10
6 介護納付金		80,000
	1 介護納付金	80,000
7 共同事業拠出金		356,775
	1 共同事業拠出金	356,775
8 保健事業費		16,438
	1 保健事業費	16,438
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
11 諸支出金		1,602
	1 償還金及び還付加算金	1,602
12 繰出金		250
	1 繰出金	250
13 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
	歳 出 合 計	1,849,935

宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

原序 州說吧 你聽過首 領到到到 到到到到

議案第3号

平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津 田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		114,615
	1 後期高齢者医療保険料	114,615
2 繰入金		62,922
	1 一般会計繰入金	62,922
3 諸収入		101
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	100
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		177,639

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,006
	1 総務管理費	669
	2 徴収費	4,337
2 後期高齢者医療広域連合納付金		172,533
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	172,533
3 諸支出金		100
	1 償還金及び還付加算金	100
歳 出 合 計		177,639

宝達志水町介護保険特別会計予算

雜字指合眼詩劍鼎書化世本志讀完

議案第4号

平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算

平成27年度宝達志水町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,759,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		362,670
	1 介護保険料	362,670
2 国庫支出金		410,740
	1 国庫負担金	299,142
	2 国庫補助金	111,598
3 支払基金交付金		471,467
	1 支払基金交付金	471,467
4 県支出金		252,890
	1 県負担金	252,890
5 繰入金		262,041
	1 一般会計繰入金	262,041
6 諸収入		1
	1 延滞金・加算金及び過料	1
7 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
△ (町債)		0
	△ (財政安定化基金貸付金)	0
歳入合計		1,759,840

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		45,627
	1 総務管理費	34,291
	2 徴収費	4,176
	3 介護認定審査会費	7,160
2 保険給付費		1,679,392
	1 介護サービス等諸費	1,491,806
	2 介護予防サービス等諸費	53,308
	3 高額介護サービス等費	36,000
	4 高額医療合算介護サービス等費	8,520
	5 その他諸費	1,440
	6 特定入所者介護サービス等諸費	88,318
3 地域支援事業費		33,553
	1 介護予防事業費	4,422
	2 包括的支援事業任意事業費	29,131
4 基金積立金		668
	1 基金積立金	668
5 諸支出金		600
	1 償還金及び還付加算金	600
歳 出 合 計		1,759,840

宝達志水町国民健康保険
直営診療所特別会計予算

到吳市對何國世來函對完
萬年福會地地地地地地地

議案第5号

平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算

平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,854千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津 田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 診療所費		40,200
	1 外来費収入	39,200
	2 受託費収入	1,000
2 使用料及び手数料		2,645
	1 手数料	2,645
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑入	1
	2 預金利子	1
5 財産収入		6
	1 預金利子	6
歳 入 合 計		42,854

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 施設費		38,445
	1 診療所費	38,445
2 公債費		3,909
	1 公債費	3,909
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	42,854

宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

東京海上火災保険株式会社のホームページ

議案第6号

平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算

平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津 田 達

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 利用料		41,004
	1 利用料	41,004
2 負担金		1,093
	1 負担金	1,093
3 財産収入		3,416
	1 財産収入	3,416
4 繰入金		38,844
	1 他会計繰入金	38,844
	△ (基金繰入金)	0
6 諸収入		14,035
	1 雑入	14,035
歳 入 合 計		98,392

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 ケーブルテレビ管理費		98,392
	1 ケーブルテレビ管理費	98,392
歳 出 合 計		98,392

宝達志水町水道事業会計予算

皇午指会業非並水刊本志皇室

議案第7号

平成27年度 宝達志水町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度宝達志水町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		4,640戸
(2) 年間総給水量		1,242,000 m ³
(3) 1日平均給水量		3,393 m ³
(4) 主な建設改良費	老朽管布設替費	70,850千円
	配水設備改良費	6,500千円
	浄水施設改良費	6,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		382,717千円
第1項 営業収益		282,681千円
第2項 営業外収益		100,026千円
第3項 特別利益		10千円
支 出		
第1款 水道事業費用		333,278千円
第1項 営業費用		294,255千円
第2項 営業外費用		38,923千円
第3項 特別損失		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額165,664千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,189千円、過年度分損益勘定留保資金159,475千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		4,040千円
第1項 工事負担金		4,040千円
支 出		
第1款 資本的支出		169,704千円
第1項 建設改良費		83,702千円
第2項 企業債償還金		86,002千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 20,207千円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業の経営基盤強化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、6,115千円である。

2 下水道事業事務執行に要する経費として、下水道事業会計からこの会計へ補助を受ける金額は、931千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成27年 3月 6日提出

宝達志水町長 津田 達

宝達志水町下水道事業会計予算

蘇不情合讓到斯水不四水凉圖定

議案第9号

平成27年度 宝達志水町下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度宝達志水町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業

① 排水戸数	880戸
② 年間総処理水量	296,000m ³
③ 一日平均処理水量	810m ³

(2) 公共下水道事業

① 排水戸数	2,720戸
② 年間総処理水量	822,000m ³
③ 一日平均処理水量	2,250m ³
④ 主要建設改良事業 管路及び施設更新対策	102,000千円

(3) 浄化槽事業

① 排水戸数	70戸
② 年間総処理水量	18,250m ³
③ 一日平均処理水量	50m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	169,609千円
第1項 営業収益	40,186千円
第2項 営業外収益	129,423千円
第2款 公共下水道事業収益	580,650千円
第1項 営業収益	130,134千円
第2項 営業外収益	450,516千円
第3款 浄化槽事業収益	4,521千円
第1項 営業収益	1,749千円
第2項 営業外収益	2,772千円
合 計	754,780千円

	支	出
第1款 農業集落排水事業費用		182,307千円
第1項 営業費用		147,765千円
第2項 営業外費用		34,542千円
第2款 公共下水道事業費用		609,200千円
第1項 営業費用		481,024千円
第2項 営業外費用		128,176千円
第3款 浄化槽事業費用		6,225千円
第1項 営業費用		5,272千円
第2項 営業外費用		953千円
合 計		797,732千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額344,864千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,181千円、過年度分損益勘定留保資金105,523千円及び当年度分損益勘定留保資金236,160千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 農業集落排水事業資本的収入		48,500千円
第3項 企業債		48,500千円
第2款 公共下水道事業資本的収入		292,575千円
第1項 分担金		3,675千円
第2項 補助金		64,500千円
第3項 企業債		224,400千円
合 計		341,075千円

	支	出
第1款 農業集落排水事業資本的支出		117,336千円
第2項 企業債償還金		117,336千円
第2款 公共下水道事業資本的支出		566,687千円
第1項 建設改良費		182,406千円
第2項 企業債償還金		384,281千円
第3款 浄化槽事業資本的支出		1,916千円
第2項 企業債償還金		1,916千円
合 計		685,939千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 48,500	証券借入	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
特定環境保全 公共下水道事業	224,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 16,848千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の経営基盤の安定化を図るため一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、32,924千円である。

平成27年 3月 6日提出

宝達志水町長 津田 達

宝達志水町国民健康保険
志雄病院事業会計予算

議案第9号

平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	60床、療養型病床	40床
(2) 年間入院患者数	一般病床	16,104人、療養型病床	13,176人
(3) 年間外来患者数		45,730人(うち介護保険	3,497人)
(4) 一日平均入院患者数		80.0人	
(5) 一日平均外来患者数		170.0人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		1,149,137千円
第1項 医業収益		1,001,936千円
第2項 医業外収益		147,200千円
第3項 特別利益		1千円
支 出		
第1款 病院事業費用		1,149,137千円
第1項 医業費用		1,144,697千円
第2項 医業外費用		4,430千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,731千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額266千円、過年度分損益勘定留保資金57,465千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		77,471千円
第1項 企業債		20,000千円
第2項 繰入金		57,110千円
第3項 寄附金		1千円
第4項 返還金		360千円
支 出		
第1款 資本的支出		135,202千円
第1項 建設改良費		71,900千円
第2項 企業債償還金		62,702千円
第3項 長期貸付金		600千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	新病院建設 事業(実施 設計費)	101,975 千円	平成25年度	30,625 千円
				平成26年度	36,050 千円
				平成27年度	35,300 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械器具 整備事業	千円 20,000	証書借入	5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資 条件による。た だし、企業財政 その他の都合 により繰上償 還または低利 に借り換える ことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 713,463 千円
- (2) 交際費 500 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、129,500千円と定める。

平成27年3月6日提出

宝達志水町長 津田 達

